

# 第8章 活用

## 第1節 活用の方向性

第5章第2節で示した活用の現状と課題、第6章第2節2で示した基本方針を踏まえ、活用の方向性を以下に示す。本節で示した方向性を前提とし、次節以降で詳述する。

### 1 来城者、地域住民の理解を促進する史跡の公開・活用

史跡の本質的価値の理解を促進するための管理、整備を実施し、史跡の公開・活用を進める。

### 2 講座・イベント等による普及啓発活動

史跡の本質的価値や発掘調査成果等を伝える講座やイベントを開催する等、史跡に触れる機会、史跡を活用できる機会が増えるような取り組みを進める。史跡を後世に継承していくため、地域住民や地域の関係団体、次世代を担う子供たちに向けた学校教育現場との連携を強化する。

### 3 産業・観光事業との連携と積極的な情報発信

発掘調査成果等の史跡に関する情報を積極的に発信するとともに、産業・観光事業との連携による新たなコンテンツの創出が進むような取り組みを進める。また、史跡へのアクセスの向上や横須賀城跡を中心として周辺の文化財も包括した活用方策を検討する。

## 第2節 活用の方法

### 1 史跡の公開・活用

#### (1) 史跡の公開範囲と活用

第7章第2節の図7-1で示したA地区のうち公有化済みの区域（第3章第1節の図3-2参照）については、来城者に危険が及ぶ恐れのある箇所を除いて原則として公開する。既整備箇所については、標柱・説明看板の更新・新設や老朽箇所の危険度に応じた対策を行うとともに、草刈り等の日頃の維持管理を通して、恒常的な史跡の公開に努める。

未整備箇所のうち、大堀切や二の丸南側の土塁、二の丸北側の堀斜面等の史跡の本質的価値の理解に資する箇所を中心に暫定的な措置として標柱・説明看板の更新・新設を行うとともに、草刈り等の日頃の維持管理を通して、史跡の公開に努める。

また、公有地の活用については、既整備箇所の活用、整備事業を本格的に実施するまでの暫定的な活用として、第7章第3節に示す現状変更の取扱い方針に抵触しない範囲での一時使用を認める。

一時使用の流れは、希望者又は団体と市が事前に一時使用の内容について協議する。なお、協議の際に使用に当たっては希望者又は団体が守るべきルールを共有し、そのルールを遵守することを前提に使用を認めるものとする。

## (2) 史跡内の動線

前項で示した史跡の公開範囲に基づき、既整備箇所を中心とした現時点での史跡内の主要動線を以下のように設定する(図8-1)。

第4章第1節に記載したとおり、横須賀城跡は「両頭の城」と称される広大な城域を持つ城郭である。そのため、①東大手、三の丸側から本丸へ、②西大手、不開門から本丸へ至る動線といった、城郭の東西どちらからもアプローチできるように整備を進めていくのが望ましい。ただ、二の丸周辺を始めとして発掘調査未実施地点も多く、東大手門、西大手門等は令和6年度時点で民有地、史跡指定地外となっている箇所も存在する。動線計画については、今後の整備状況に応じて適宜見直す必要があるものの、現時点では西の丸、枅形、三の丸から本丸、北の丸、松尾山へと至るルートを主要動線とする。

動線は、①発掘調査や絵図資料に基づいた園路の整備を原則とする(図8-1の黄実線矢印)が、②既整備箇所の園路との接続、地域住民の諸活動、史跡の回遊性及びバリアフリーを踏まえた動線(図8-1の黄点線矢印)とする。園路、動線の整備方針・方法については第9章で示す。なお、動線については、第9章第3節(図9-2)に示す景観整備を実施する箇所も踏まえたものとする。

## (3) 出土遺物の取扱い

出土遺物については、掛川埋蔵文化財センターでの公開を原則とする。ただし、現地で開催する講座・イベントの際には職員立ち会いの下で公開を行う。また、市内施設、他自治体で実施される展示等への出品については、内容を精査した上で原則公開とする。その際の写真撮影等については、遺物に影響がない範囲内で認めるものとし、公開に資するものとする。

## (4) 歴史資料の取扱い

横須賀城跡に関する歴史資料については、市内に所在する博物館施設等での展示を原則とする。また、他自治体で実施される展示などへの出品については、内容を精査した上での公開とする。写真撮影等については、資料に影響が出ない程度で認める。

## 2 講座・イベント等による普及啓発

### (1) 講座・現地見学会等による普及啓発

史跡に愛着を持ってもらうためには、史跡に触れる機会を積極的に設ける必要がある。史跡の本質的価値の発信や日頃の調査研究成果、史跡整備事業の進捗等を公開することを目的とした講座、講演会、現地見学会を開催する。

また、令和6年度に「史跡磨き上げプロジェクト横須賀城」と題して開催した史跡の清掃ボランティアと見学会をセットにした講座等、体験型の企画を積極的に開催して、史跡の交流人口の増加を図る。

### (2) 地域の集まりの場としての活用

第5章第2節の表5-10に示したとおり、地域住民や地域の関係団体が積極的に史跡を活用しており、普及啓発活動だけではなく地域の集まりの場としての活用が図られているのが特徴である。

今後は第2節1(1)で示した史跡の公開範囲と活用の方針に基づき、地域の集まりの場としての活用を促進させる。

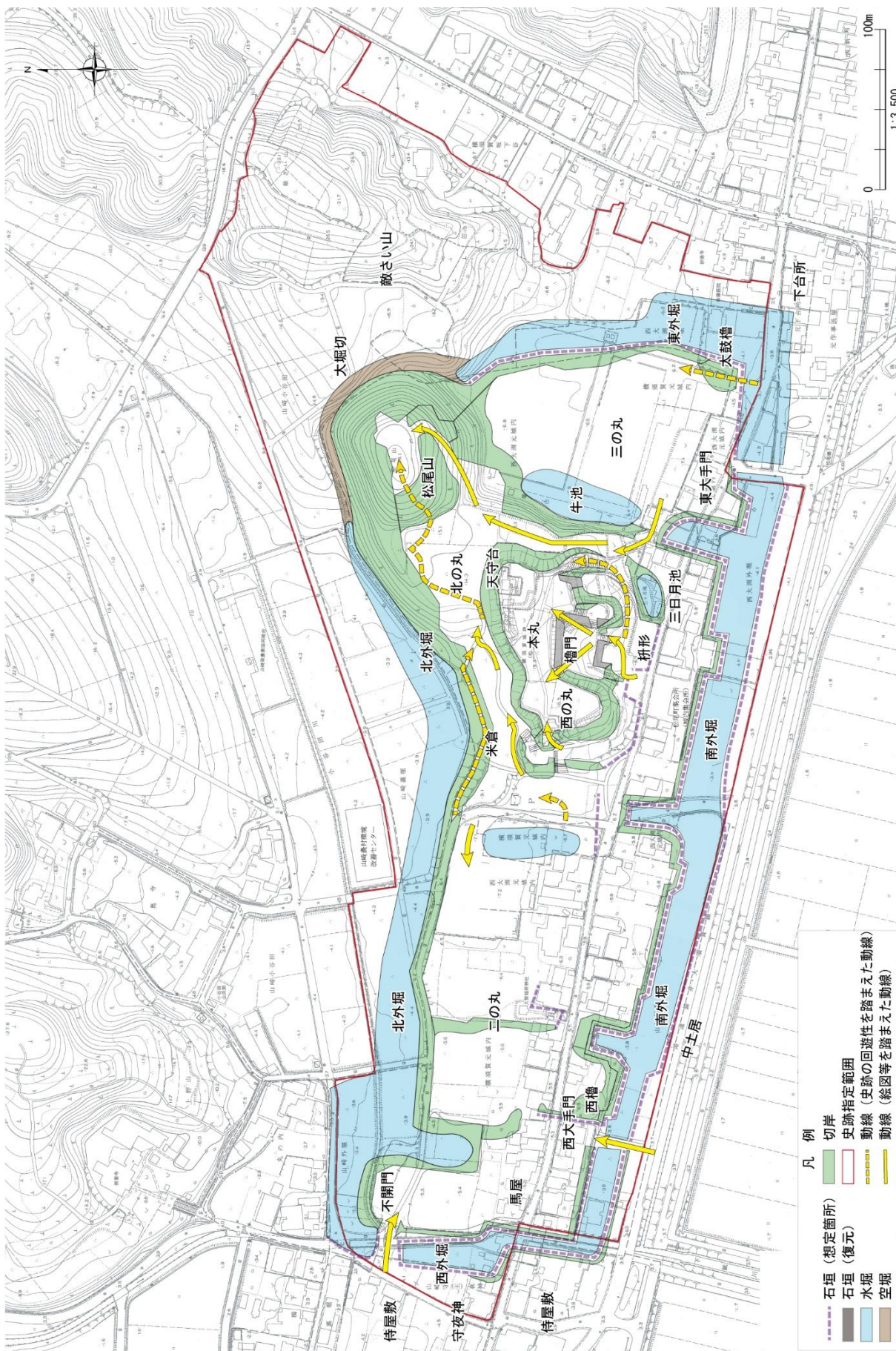


図 8-1 現時点における横須賀城跡の動線 (令和 6 (2024) 年度時点)

### (3) 学校教育現場での活用

学校教育現場における史跡の活用頻度は決して高くないのが現状である。これまでも実施してきた出前講座や史跡見学ツアーの広報を行うとともに、学校授業で活用できる史跡に関する写真や史跡に関するデジタルコンテンツ等の提供を進め、次を担う世代への普及啓発を行う。

## 3 アクセス

### (1) 周辺文化財との連携による観光散策ルートの構築

史跡や周辺の文化財をつなぐストーリー設定や地域独自の魅力の整理が充分でなく、横須賀城跡はもとより、城跡以外の文化財を訪れる見学者が少ないという課題がある。横須賀城跡を核と位置付け、城跡を拠点にまちあるきマップ等を活用した地域の文化財をつなぐ事業を検討する。

### (2) アクセスの改善

史跡の立地の特性として自家用車を用いた来城者が多く、かつ史跡までの案内が不十分であることに起因して、不用意な地域の生活道路への進入が発生しているのが現状である。今後は、史跡までの道標等の整備や駐車場の設置の検討を進める必要がある。また、公共交通機関を利用した来城者を増やすための取り組みを検討する。

## 4 産業・観光事業との連携

大河ドラマ放映等の影響もあって、来城者も増加傾向にあるが、産業・観光事業との連携については積極的に行えていないのが現状である。地域の関係団体の活用例を見ると、掛川観光協会、大須賀第二地区まちづくり協議会等の団体がイベント等で御城印を頒布している。また、横須賀城を冠する商品が販売されている例も存在する。

史跡を活かした新たなコンテンツの提示や商品の販売は、史跡の知名度向上にもつながることから、誰もが新たなコンテンツ作成を行えるよう、積極的な情報発信や史跡に関する写真等の素材をオープンデータとして提供していく。

## 5 展示・情報発信

### (1) 印刷物の刊行、展示

これまでの調査・研究によって、横須賀城跡の本質的価値が明らかとなりつつあるが、未整理の発掘調査成果や発掘調査報告書が刊行できていない箇所が複数あり、調査成果の公表も限定的である。近年は大河ドラマの影響もあって、観光部局によるガイドブックやパンフレットの作成・配布、発掘調査成果を示す展示会を開催する等、積極的な情報発信が行われつつある。

今後も未公開資料の整理、報告書刊行等を含め、史跡に関する情報発信を継続的に進めていく必要がある。また、掛川埋蔵文化財センターを始めとする市内施設において調査・研究成果の展示も実施するとともに、大須賀区域での展示の機会を設けていく。

### (2) ホームページ等による発信、デジタルコンテンツの活用

掛川城跡、高天神城跡と比較すると横須賀城跡の知名度は低く、2城に比べると来城者が少ない傾向にある。今後は、ホームページやSNS等を活用して史跡の本質的価値や整備事業の経過等を積極的に発信する。また、AR・VR等のデジタルコンテンツ等も活用し、史跡を楽しめるような仕組みを検討する。